

定期監査の結果報告に基づいて講じた措置の公表

石川県公安委員会より標記のことについて、別紙のとおり通知を受けたので地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により公表する。

平成27年1月9日

石川県監査委員 向 出 勉
同 田 中 博 人
同 安 田 慎 一
同 織 田 静 代

(別 紙)

石 公 委 第 1 0 2 号
平成26年12月11日

石 川 県 監 査 委 員 様

石 川 県 公 安 委 員 会

平成26年11月28日付け石監査第428号で通知のあった監査の結果に基づき、下記のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

指 摘 事 項	機 関 名	監査結果に基づき講じた措置
公用車の交通事故が発生しています。 交通事故防止を推進しなければならない機関であり、安全運転に万全を期するよう厳重に注意してください。	大聖寺警察署	職員の交通事故防止対策として、全職員を対象に、交通事故防止を題材とした検討会を実施し、安全運転に対する心構えや安全確保のために遵守すべき基本事項の再確認を行ったほか、同乗者による安全確認補助の方法についての誘導訓練を行うなどの交通事故防止対策を実施し、交通事故防止の徹底を図りました。 また、交通事故を起こした職員に対しては、石川県安全運転研修所を利用した運転技能及び知識の再確認と安全運転に対する意識付けを行いました。 今後とも、交通事故防止を推進しなければならない機関であることを踏まえ、全職員に対する指導・教養を継続して実施し、交通事故の未然防止に努めます。